

令和八年熊本地震により被災された方へのお知らせ

運転免許証・マイナ免許証の有効期間が令和9年1月27日まで延長されます。

氏名	日本花子	昭和××年●月●日生
住所	■■県〇〇市△△町□□	
交付	平成●●年△月□日 12345	
2026年（令和8年）7月28日まで有効		
免許の 条件等	優良	
番号	第 123456789000 号	
二小原	平成05年07月01日	種類 大型 中型 普通 小型 大型・引 小 原 大 中 普 小 大 特 引
他	平成07年08月10日	
二種	平成14年09月20日	
		〇〇〇〇〇 公安委員会

有効期間の末日（左の場合、令和8年7月28日）が、

令和8年7月28日から令和9年1月26日までの方

は、令和9年1月27日まで運転することができます。

（令和9年1月27日までに更新手続きをしてください。）

対象となる方

災害救助法が適用された区域で被災された方が対象となります。

※ 運転免許証等の更新以外の手続きについても、同様の措置がとられています。

※ 最新の情報、他県内で対象となる市町村、延長措置がとられるその他の手続き、運転免許証を紛失した方の再交付手続きなど、詳しくは、最寄りの警察署又は免許センターにお問い合わせください。

運転免許センター（087-881-0645）